

令和 2 年 1 2 月 1 7 日提出

令和 2 年 1 2 月市議会定例会発議案

(発議案第 1 2 号及び発議案第 1 3 号)

木 更 津 市 議 会

令和 2 年 1 2 月市議会定例会発議案目録

発議案番号	件 名	頁
発議案第 1 2 号	木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
発議案第 1 3 号	新庁舎整備に関する提言書について	3

発議案第 1 2 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

提出者	木更津市議会議員	斉 藤	高 根
賛成者	同	鶴 岡	大 治
賛成者	同	草 刈	慎 祐
賛成者	同	渡 辺	厚 子
賛成者	同	重 城	正 義
賛成者	同	大 村	富 良

木更津市議会議長 近 藤 忍 様

提案理由

令和 2 年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、木更津市議会議員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年木更津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

発議案第 13 号

新庁舎整備に関する提言書について

上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 12 月 17 日

提出者	木更津市議会議員	鶴岡大治
賛成者	同	石井徳亮
賛成者	同	草刈慎祐
賛成者	同	渡辺厚子
賛成者	同	大村富良
賛成者	同	高橋てる子
賛成者	同	三上和俊

木更津市議会議長 近藤 忍 様

提案理由

新庁舎整備を木更津市のまちづくりに大きく寄与させるとともに、市民の意思・希望を十分に反映させることを求め、別紙提言書を、市へ提出しようとするものである。

新庁舎整備に関する提言書

令和２年 月 日

木更津市議会議長
市庁舎整備特別委員会委員長

はじめに

昭和１７年の市制施行より木更津１３９７番地にあった市庁舎は、昭和２０年疎開で富士見通りへ、昭和３３年には中央２丁目に、市制施行３０年の昭和４７年には潮見１丁目に移転建設されている。

潮見の庁舎は、平成２３年の東日本大震災後に行った耐震診断で耐震性能不足が明らかとなった。職員が増え、手狭で老朽化が進んでいたこともあり、市はこうした諸課題を解決するため、平成２５年に「庁舎整備基本構想」、続けて「庁舎整備基本計画」を策定し、同地での新庁舎整備を開始した。しかし、東京オリンピック等の建設需要の高まりから建設費が想定外に増加したことから、新庁舎の建設は延期された。

市は、来庁者や職員の安全確保のため、平成２７年９月から民間施設の一部を借りて現在の駅前庁舎と朝日庁舎の２か所に分庁した。

令和６年度末の契約期間の終了を前に市は、令和元年７月に「木更津市庁舎整備検討委員会」を設け、その答申に基づき令和２年６月に「庁舎整備基本構想（改訂版）」及び「庁舎整備基本計画（改訂版）」を公表し、新庁舎の整備に向けて動き出している。

これに対し議会は、市役所の位置が、都市形成の大きな要素であり、本市のまちづくりや地域経済にも大きな影響を及ぼす極めて重要な案件であることから、二代表制をとる機関として市の動きに注視するとともに、本委員会を令和２年３月に立ち上げた。本委員会は、市民が望む、より良い庁舎となるように、全議員が委員となって、市庁舎に関する諸問題について、調査研究に取り組んできた。

改定された庁舎整備基本構想、庁舎整備基本計画では、場所・規模・事業手法・施設の複合化など大きな見直しがされたにも関わらず、市民の認知度は低く、このままでは市民の意思・希望を十分に反映し、庁舎整備基本構想（改訂版）に掲げている基本理念等に沿った市庁舎が建設されるのか懸念がある。

そこで、本委員会は、これまでの先進事例の調査研究に加え、市執行部の説明や質疑を交えて市庁舎について議論してきた。本提言では、３点について委員会としての考え方を提起しているが、これは引き続き市民と議会への丁寧な説明および新庁舎建設事業への反映を強く求めるものである。また、民間の建物を賃借するという形で市、市民、民間が一体となった市庁舎の整備を通じて中心市街地活性化事業、パークベイプロジェクト等の事業とも連携をとり、庁舎の整備がまちづくりに大きく寄与し、本市まちづくりへの後押しとなるよう期待を込めて提言を行うものである。

提言１ 庁舎整備の基本的考え方への提言

民間施設の一部を賃借し、木更津駅周辺と朝日庁舎周辺の２ヶ所に分庁することについて

１．民間施設の一部を賃借することについて

民間施設の一部を賃借した市庁舎では、市所有の庁舎と比べて自由度は下がり、行政サービスが低下するというデメリットがある。

しかし、市が民間施設を賃借した場合には、民間活力の導入により市単独ではできない市民サービスの充実が期待できること、所有した場合と比較して財政的負担が軽くなるとの試算もあり、庁舎を建設しないとの決定は、評価できる。

2. 木更津駅周辺と朝日庁舎周辺の2ヶ所に分庁することについて

新庁舎は、木更津駅周辺と朝日庁舎周辺の2ヶ所に分庁する計画であるが、分庁が統合庁舎に比べると利便性が劣ることは否定できない。

中心市街地の活性化を図りつつ市民のアクセス等利便性にかなうとして駅前にも庁舎をとの計画であるが、木更津駅には公共交通機関が集中しているためこれらの利用者にとってはアクセスしやすいが、市役所利用者の大半は自家用車であり、駅前であるからアクセスがよいとは言えない。

しかし、木更津駅みなと口（西口）は、駅と港を結ぶ本市発展の原点であり、中心市街地活性化事業、パークベイプロジェクト、電線地中化、クルーズ船の誘致など多様な事業はいずれもみなと口（西口）である。

また、本年10月には、西口地区区長等から、木更津駅周辺の庁舎はみなと口（西口）にとの要望書も市長並びに議長に届けられている。

委員会としては、このように重要な地区としている市の姿勢や地域住民の要望等を踏まえ議論したところ、市庁舎がまちづくりや地域経済に大きな影響を及ぼす施設であることから、木更津駅みなと口（西口）に、市の各部局のみならず地域住民、商業者や地権者の思いが一丸となるよう機運を高め、本市まちづくりの強力な起爆剤となるよう、市が働きかけることも重要である。そうするのであれば、統合庁舎ではなく、分庁して庁舎を建設することもやむを得ないと考え

提言2 庁舎機能に関する提言

- ・市民に親しまれる開かれた庁舎とすることについて
- ・市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎とすることについて
- ・働き方改革に対応し、人や環境にやさしい庁舎とすることについて

市役所は、地域住民の方が快適に日々の生活が送れるようにサポートをするものであり、それを実現するための施設であることから、以下の点について特に配慮すること。

1. 市民に親しまれる開かれた庁舎とすることについて

- ・ユニバーサルデザインの積極的な採用に努め、障がいの有無・年齢・性別にかかわらず誰もが安全に利用しやすい庁舎となるように工夫すること
- ・市庁舎入口から窓口まで案内サインの整備をし、誰にとってもわかりやすい誘導をすることで開かれた庁舎となるよう導線を工夫すること
- ・快適に用事を済ませられ、親しまれる施設となるように使いやすく、心地よく、早く終わる、ワンストップの総合窓口機能を強化すること

2. 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎とすることについて

- ・市庁舎の機能停止は市民に与える影響が大きいことから、災害時にも機能停止となることがないように、庁舎の入居階数は、想定される津波・浸水被害を生じさせない階数とすること
- ・予想される災害等以上の事態が起きても絶え間なく市の業務を行うことが市民の安心・安全な暮らしにつながることから、想定外の事態となっても最低限の機能を維持できる、非常用発電機を装備すること
- ・市のマンパワーは限られており、非常時には効率性などが特に要求されることから、市民一人ひとりの暮らしを支えられるようICTの機能を充実させた防災室を整備すること

3. 働き方改革に対応し、人や環境にやさしい庁舎とすることについて

- ・市庁舎をとりまくあらゆる人にとって持続可能で快適な環境をつくるため、自然の風や光を取り入れられる場所に合った窓を設置するなど風の流れを工夫すること
- ・市役所は大きく、様々な人が様々な目的で利用する空間であることから、その時々にあった無駄の少ない快適な空間となるよう空調は部屋ごとに切り替えが可能な機能とすること
- ・例えば、今後利用拡大が見込まれる電気自動車に対応した充電施設を駐車場に設けるなど、SDGs や環境施策などの新たな仕組みに対応できるように工夫をすること

提言 3 議会機能に関する提言

- ・開かれた議会機能の確保について

1. 議場について

- ・議会の施設は、住民からの声を聞くための場でもあるため、ユニバーサルデザインの積極的な採用に努め、障がいの有無・年齢・性別にかかわらず誰もが安全に利用しやすくすること
- ・議場には地元産（木更津産、千葉県産）の木材を多用し、温かみのある木更津らしさを感じさせる空間とすることで、市民が議会に親しみをもてるよう工夫をすること
- ・議席でタブレット端末等を利用できるインターネット環境や電源等の整備、大型スクリーンの設置、電子採決システムの導入など最新のICTを活用して議員の職務を支えとともに市民に対して議会をオープンにできるよう工夫をすること
- ・議席の配置は直列配列型、対面配置型、円筒配列型等があるが、開かれた議会機能については今後調査研究を進めていくことから、議席の形式や議場の高さ・レイアウトなどの整備の具体的な方策については、議会の意向を尊重し慎重に対応すること

2. 議場付帯施設について

- ・市民の声に対応できるよう、議会図書室は大きく作り内容の充実に努めること
- ・広く市民に開かれた議会づくりのために、乳幼児連れの方など誰もが傍聴しやすいような環境づくりに努めること